

4 章 統合庁舎整備方針の検討

4.1. 統合庁舎整備のコンセプト

庁舎統合に向けた今後の事業計画の策定に当たっては、市民サービスの維持向上、庁舎の位置、財源、市民意識の醸成等、総合的な視点が求められる。本構想及びこれらの事業計画を策定するに当たり、今後の庁舎整備の指針ともなる統合庁舎のコンセプト（目指す市庁舎像）を検討し、「効率的で温かい これからの行政サービスの協働拠点」と定めた。

基本政策 1

自治力の拠点づくり

■基本施策 1 効率的で温かみのある市役所の創造

(3) 施策の方向・主要事業および数値目標

① 行政運営の効率化

○ 公共施設の体系的な見直し

老朽化した施設や類似する施設について、整理統合を視野に見直しを行います。また、市庁舎のあり方については、市民検討委員会の答申を踏まえ、既存の庁舎を増改築することを前提とした「1本庁舎2支所体制」について、市民サービスの維持向上、人的・財政的効率化など、総合的な視点から具体的な検討を行います。

図 4.1-1 「第1次中央市長期総合計画後期基本計画（平成25年3月）」より抜粋

詳しくは、上に示した第1次中央市長期総合計画に定める、基本政策1「自治力の拠点づくり」から基本施策の一つである「効率的で温かみのある市役所の創造」を引用し、そこからイメージできる以下の①～④のキーワードを定め、統合庁舎のコンセプトを導いた。

◇キーワード

- ① 効率的で.....簡素、効率的...
- ② 温かみのある.....心温かい、安全安心...
- ③ 市役所の.....市民・行政サービス、地方分権...
- ④ 創造.....市民・行政協働、人づくり...



「効率的で温かい これからの行政サービスの協働拠点」

4.2. 統合庁舎整備に求められる機能と整備方針案

コンセプトに基づき、統合庁舎に求められる機能を以下に考察した。

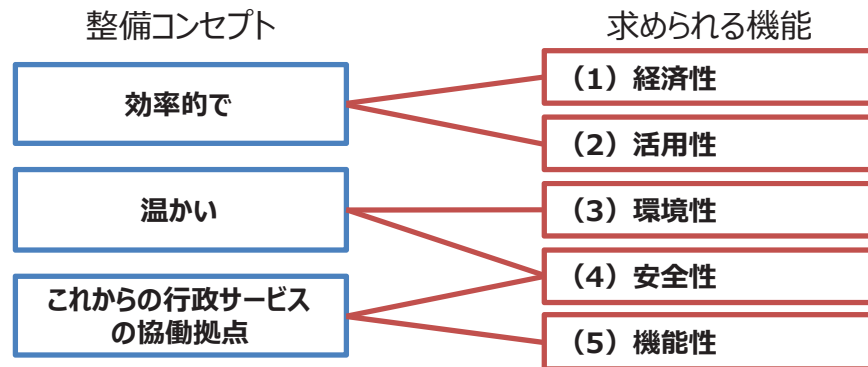


図 4.2-1 整備コンセプトと求められる機能

上記の機能を満たすために、以下の庁舎整備方針を定める。

(1) 経済性

- 適正コストー適正かつ効率的なコスト投資による庁舎の整備と管理を目指す

(2) 活用性

- 立地場所ー地域特性や庁内及び市民の利便性を反映した庁舎候補地を選定する
- 利活用ー既存ストックを有効活用しながら、市民サービスを維持・向上させる

(3) 環境性

- 環境配慮ー地球にやさしい庁舎を整備し、総合的な省エネ対策を推進する
- 環境利用ー地球環境を配慮し、再生可能エネルギーの利用を目指す

(4) 安全性

- 施設安全ー市民や職員が安心して利用できる安全な庁舎を目指す
- 防災拠点ー災害時には、防災活動や応急復旧活動の本部として活用できる防災拠点機能を持つ庁舎とする

(5) 機能性

- 施設機能ー施設機能を充実させ、多種多様な市民ニーズに対応可能な利便性の高い庁舎とする

4.3. 統合庁舎整備要件についての基本的な考え方

前述した整備コンセプトと整備方針に基づき、統合庁舎に求める整備要件について、基本的な考え方をまとめた。

4.3.1. 規模・機能別面積

庁舎整備にあたっては、地方債を財源として充てることが認められているが、その際の庁舎面積の基準として、総務省は平成 22 年度まで「地方債同意等基準運用要綱」において、起債対象となる標準面積を公表していた。この基準は、職員数をもとに機能別の庁舎規模を算出するものであり、以下に基準に基づいた試算を行い、統合庁舎に相応しい規模・機能別面積を導く。

1) 定員適正化計画将来職員数による規模算出

まず前述した定員適正化計画の将来職員数（244 人）による規模算出を試みた。結果を下表に示す。

表 4.3-1 定員適正化計画の将来職員数による規模算出

室名	面積基準			職員数	面積（㎡）	面積（㎡）
	職位	職員数	換算率	換算職員数		
①事務室 （応接室を含む）	特別職、三役	3	12.0	36	2,128.50	2,130
	部長、次長、課長級	81	2.5	203		
	課長補佐、係長級	36	1.8	65		
	製図に携わる職員	0	1.7	0		
	一般職員	127	1.0	127		
	非常勤職員	0	1.0	0		
	臨時職員	42	1.0	42		
	小計	289		473		
	面積計算	473	×4.5㎡/人			
②倉庫	事務室面積①×13% （非常勤・臨時職員除く。）				252.14	250
③会議室等諸室 （会議室・電話交換室・便所・洗面所・その他）	職員数×7㎡ 但し、350㎡を最小とする。 （非常勤・臨時職員除く。）				1,729.00	1,730
各室面積合計（①+②+③）						4,110
④動線関係 （玄関・広間・廊下・階段等）	各室面積合計（①+②+③）×40% （但し必要に応じて10%迄の割増可能）（現状割増なし）				1,644.00	1,640
⑤議会関係 （議場・委員会室・議員室）	議員定数（18人）×35㎡ （中央市議会の議員の定数を定める条例による）				630.00	630
統合庁舎適正規模 延床面積						6,380

2) 現状庁舎内勤務職員からの規模算出

次に、現に3つの庁舎内で勤務している職員をベースに、検討を行った。具体的には、民生部門に属する保育士は、庁舎内で勤務をしていないため、職員数から外すこととした。結果、庁舎内勤務職員数としては、194人となり、下表のような規模が算出された。

表 4.3-2 現状庁舎内勤務職員数による規模算出

室名	面積基準			職員数	面積（㎡）	面積（㎡）
	職位	職員数	換算率	換算職員数		
①事務室 （応接室を含む）	特別職、三役	3	12.0	36	1,678.50	1,680
	部長、次長、課長級	29	2.5	73		
	課長補佐、係長級	64	1.8	115		
	製図に携わる職員	0	1.7	0		
	一般職員	101	1.0	101		
	非常勤職員	0	1.0	0		
	臨時職員	48	1.0	48		
	小計	245		373		
	面積計算	373	×4.5㎡/人			
②倉庫	事務室面積①×13% （非常勤・臨時職員除く。）				190.13	190
③会議室等諸室 （会議室・電話交換室・便所・洗面所・その他）	職員数×7㎡ 但し、350㎡を最小とする。 （非常勤・臨時職員除く。）				1,379.00	1,380
各室面積合計（①+②+③）						3,250
④動線関係 （玄関・広間・廊下・階段等）	各室面積合計（①+②+③）×40% （但し必要に応じて10%迄の割増可能）（現状割増なし）				1,300.00	1,300
⑤議会関係 （議場・委員会室・議員室）	議員定数（18人）×35㎡ （中央市議会の議員の定数を定める条例による）				630.00	630
統合庁舎適正規模 延床面積						5,180

3) 統合庁舎整備目安面積の設定

それぞれ算出した2つの庁舎規模を最大と最小と捉え、その範囲内において、本構想における目安となる面積（延床）を、以下のように6,000㎡と設定した。

表 4.3-3 統合庁舎整備目安面積の設定

	事務室	倉庫・会議室	動線関係	議会関係	計
1) での算出（適正化計画上の職員289人）	2,130㎡	1,980㎡	1,640㎡	630㎡	6,380㎡
2) での算出（想定入居職員245人）	1,680㎡	1,570㎡	1,300㎡	630㎡	5,180㎡
整備目安面積	2,000㎡	1,800㎡	1,570㎡	630㎡	6,000㎡

なお、総務省が示していた標準面積では、市民交流のためのスペースや防災拠点としての面積が考慮されていない。このため、2) で求めた統合庁舎面積にこれらの付加機能分として、800㎡程を加えた値とも言える。

また、設定面積と現状の既存3庁舎との延べ床面積の比較を下図で示す。3庁舎の合計面積と比較すると、統合庁舎とすることにより、1,500㎡ほど減らすことが可能となる。

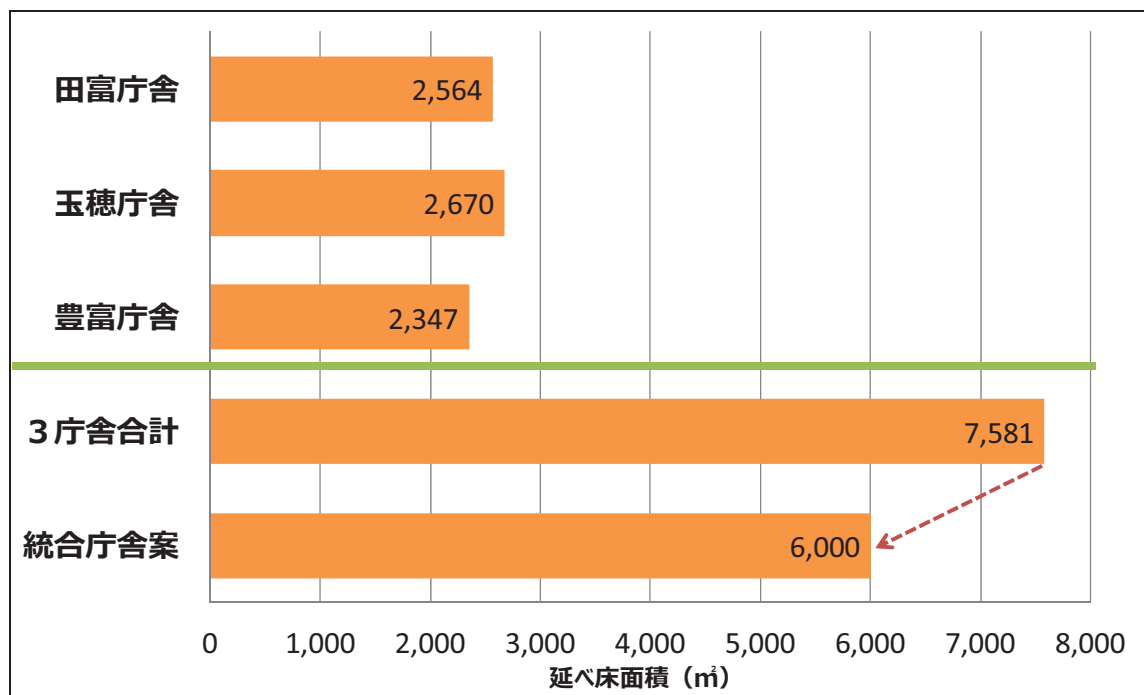


図 4.3-4 設定面積と現状の既存3庁舎との延べ床面積の比較

4.3.2. 主要動線・受付機能

統合庁舎の最も重要な役割を市民サービスと捉え、市民の動線や受付機能の配置について、以下に計画上望ましい配置を記した。

- 統合庁舎は、既存部分と増設部分が存在するが、新しく強固な構造体やエレベータ等の最新設備を備えた増設部分を、受付機能等を含めた市民サービス場として利用し、既設部分を、受付を必要としない事務室や倉庫等の機能として利用することが望ましい。
- 平成 26 年 3 月現在、一般的な市民サービスの受付機能は以下のように分散されている。現状の庁舎プランを鑑みると、既存部分の 1 階に全ての受付機能を集約することが可能なスペースを持つ庁舎は、玉穂庁舎のみと言える。
 - ・ 田富庁舎－総務部、会計課、田富支所、教育委員会、議会事務局
 - ・ 玉穂庁舎－市民部、保健福祉部、建設部、玉穂支所
 - ・ 豊富庁舎－農政観光部、豊富支所

以下に模式図で示す。

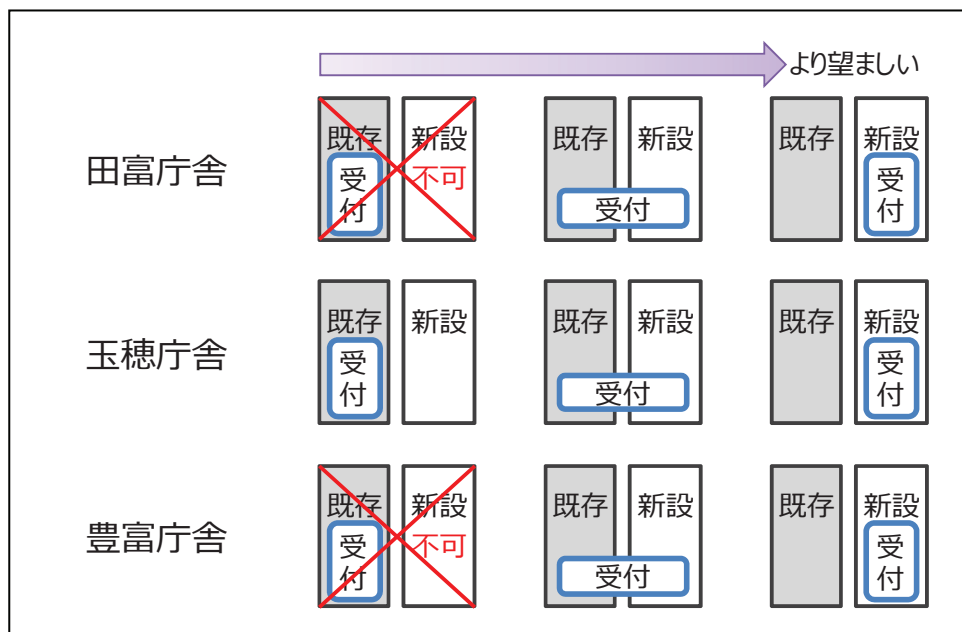


図 4.3-5 受付機能に係る望ましい配置

4.3.3. 構造・耐震性能

1) 構造

統合庁舎計画の構造は、既存庁舎と同様に、より長い寿命が期待できる鉄筋コンクリート造（RC造）を原則とした。

2) 新設部分の耐震性能

国土交通省が定める「官庁施設の総合耐震計画基準（平成 19 年）」によると、整備する統合庁舎は、官庁施設のなかでも「災害応急対策活動に必要な官庁施設」「多数の者が利用する官庁施設」として「Ⅱ類」に分類され、大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものと定められている。

具体的に、統合庁舎計画における新設部分がⅡ類の要件を満たすためには、大地震動の変形を制限する目的で、通常の 1.25 倍へ耐力を割り増した基準において構造計算を実施する必要がある。

耐震安全性の分類				
施設の用途	対象施設	耐震安全性の分類		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	指定行政機関が入居する施設 指定地方行政ブロック機関が入居する施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定行政機関が入居する施設	Ⅰ類	A類	甲類
	指定地方行政機関のうち、上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設	Ⅱ類		
被災者の救助、緊急医療活動等のための施設	病院関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	Ⅰ類	A類	甲類
	上記以外の病院関係施設	Ⅱ類		
避難所として位置付けられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で、避難所として指定された施設	Ⅱ類	A類	乙類
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌類を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	Ⅰ類	A類	甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	Ⅱ類	A類	
多数の者が利用する施設	学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	Ⅱ類	B類	乙類
その他	一般官公庁施設(上記以外のすべての官庁施設)	Ⅲ類	B類	乙類

耐震安全性の目標		
部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、異動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

図 4.3-6 官庁施設の耐震性能（出典：国土交通省大臣中部地整 HP）

3) 既存部分の耐震性能

統合庁舎計画の既存部分においては、前述した総合耐震計画基準Ⅱ類とともに、昭和 56 年に改正された現行の建築基準法の構造基準に適合しているかを確認する必要がある。

それぞれの基準に対する各庁舎の対応を下表にまとめた。本計画により、各既存庁舎を活用する場合は、用途により朱書きの未確認部分を調査する必要がある。

表 4.3-7 2つの基準に対する各既存庁舎の対応

基準	現行建築基準法	総合耐震計画基準Ⅱ類
必要 Is 値	0.6 以上	0.75 以上※1
既存田富庁舎	S56 以降建設のため新築時適合	未確認
既存玉穂庁舎	耐震診断により適合確認	耐震診断により適合確認
既存豊富庁舎	H8 の耐震補強計画上は適合 但し補強後は未診断で診断必要※2	未確認

※1：簡易的な判断手法として、2) で述べた割り増しを Is 値にも用い、 $0.6 \times 1.25 = 0.75$

※2：建築士事務所による見解（平成 25 年 2 月）

4.3.4. その他

1) 防災拠点機能

中央市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されており、地震が発生した場合、地割れ、液状化現象等による道路の寸断、住居の倒壊、火災の発生等大きな被害が発生する可能性が指摘されている。また、平成 24 年 12 月には、①災害予防、②災害応急対策、③災害復旧・復興、④国・県等との連携、を基本方針にした「中央市地域防災計画改定版」を公表した。

統合庁舎を計画するにあたっては、これらの活動の拠点となるべく機能を設けるべきであり、新設部分では前項で記した「災害応急対策活動に必要な官庁施設」に必要な耐震性能を満たす計画が不可欠である。一方で、既存庁舎については、前述のとおり、現状玉穂庁舎のみが耐震性能上防災拠点機能への活用が可能であり、他 2 庁舎については、耐震診断及び結果によっては耐震補強が必要となる。

2) 駐車場

統合庁舎における、来庁者、公用車、及び職員用の必要駐車場について検討した。統合庁舎になれば、一般来庁者が自動車で来る機会が増えることが見込まれる一方で、効率的な利用により公用車は減らすことが可能と考えた。現状の各庁舎の駐車台数や利用実績から、下表のように設定した。

表 4.3-8 現状駐車場台数と設定必要台数

		田富庁舎		玉穂庁舎		豊富庁舎		計			設定 必要台数 (台)	駐車場 面積 (㎡)
職員数		75	人	104	人	15	人	194	人	※三役含めて 245人		1台あたり 25㎡
臨時職員数		18	人	27	人	3	人	48	人			
職員数合計		93	人	131	人	18	人	242	人			
駐車場 位置	種別	駐車可能 台数	現状 割り振り	駐車可能 台数	現状 割り振り	駐車可能 台数	現状 割り振り	駐車可能 台数	現状 割り振り	現状 割り振り 種別計		
車庫	公用車	26	26	13	13	7	7	46	46	99	90	2,250
敷地内	公用車	145	6	172	38	78 ※健康福祉 センター等 と共用含め	9	395	53	1 削減		
	来庁者		139		53		51		243	243	200	5,000
	職員		0		81		18		99	実態考慮		
追加分	来庁者	89 ※図書館と 共用	0	50	0	0	0	139	0	238	240	6,000
	職員		89		50		0		139	全員分		
合計		260		235		85		580		580	530	13,250

本構想においては、優先順位として、来庁者（200 台）⇒公用車（90 台）⇒職員用（240 台）の順番で、敷地内駐車場⇒敷地外駐車場へ、合計 530 台分を確保する設定とした。

なお、この数値は現時点での最大値であり、必要に応じて、修正をおこなうものである。